

[事案 2021-316] 年金支払開始日等変更請求

・令和4年11月21日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、年金支払開始日等の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成6年2月に契約した個人年金保険（本契約）について、平成29年3月に申立外契約に一部転換したが、その際、募集人から、本契約は、60歳の保険料払込満了から65歳まで5年間据え置くと、年金年額が120万円になるとの説明を受けたことから、年金支払開始年齢を60歳から65歳に変更し、年金年額を99万円から120万円に変更してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)一部転換を提案した際、申立人から「65歳まで据え置くことができるか」と聞かれ、募集人は「私のお客様で65歳まで年金を据え置いた人はいます」と回答しているが、本契約について回答した訳ではなかった。
- (2)年金支払開始日の変更については約款に定められているが、本契約は、年金支払開始年齢を60歳から65歳に変更することはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、一部転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)一部転換時の申立人の質問は、本契約について「65歳まで据え置くことはできるか」という趣旨と解され、その質問に対する回答として「私のお客様で65歳まで据え置いた人はいます」との回答は噛み合っておらず、申立人の主張するような内容のやりとりがあった可能性も否定できない。
- (2)また、仮に募集人の陳述どおりであったとしても、「65歳まで据え置くことができるか」との質問に対して、「私のお客様で65歳まで年金を据え置いた人はいます」と回答されれば、自分の契約についても、年金支払開始年齢を65歳まで繰り下げることができるを受け取ることが普通と思われ、募集人の回答は不適切であったと言わざるを得ない。